

## 平成18年春の全国交通安全運動実施細目

関東運輸局東京運輸支局

期 間 平成18年4月6日（木）～平成18年4月15日（土）

### 1. 全国交通安全運動の重点目標

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

### 2. 自動車運送事業者の交通安全運動の推進

自動車運送事業者においては、運送事業の運営を適正かつ合理的に行い、運送利用者の安全性及び利便性の向上を図るとともに、他の交通の安全を確保すること。

また、全国交通安全運動等の機会をとらえ、安全に関する法令を遵守することができる内部体制の整備・充実を徹底するとともに、運行管理者の位置付けを明確にし、地位向上を図り輸送の安全に万全を期すること。

特に、事業用自動車等の安全運行の確保のため、3. の事項について周知徹底を図ること。

### 3. 事業用自動車等の安全運行の確保

次の事項に重点を置いた安全運行の徹底を図ること。

- ① 疾病、過労及び居眠り等による運転を防止するため、運転者の健康状態の把握に努めるとともに、適切な運行計画及び乗務割の作成等運行管理の徹底
- ② 悪質・危険な運転行為について、運転者の個々の運行状況及び適性診断の結果を踏まえた指導の徹底  
特に、死者又は負傷者を生じた事故を惹起した運転者、高齢運転者及び初任運転者に対する適性診断の受診及び助言指導の徹底
- ③ 飲酒運転の防止を図るため、アルコール検知器による検査及び運転者への指導の徹底
- ④ 事業用自動車の安全運行の確保のため、運行管理規程及び安全服務規律等社内規定の内容について再度確認を行い、運行管理者に対する指導監督の強化及び乗務員への周知の徹底
- ⑤ ヒューマンエラーによる事故を未然に防ぐため、乗務員の安全運転意識の向上を図るための指導、教育及び点呼の強化

- ⑥ 事業者において、自立的、自主的に安全に関する法令を遵守することができる社内の運行管理体制の整備・充実及び添乗査察等安全運行の徹底
- ⑦ 危険物輸送の安全確保のため、自動車運送事業者と荷主との緊密な連絡のもとに関係法令の遵守の徹底
- ⑧ 道路状況等に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の保持、脇見運転の防止により追突事故の防止の徹底  
特に、高速道路と夜間における安全運転の確保の徹底
- ⑨ 過積載防止の徹底及び不適正な積付防止の徹底
- ⑩ 大型トラクタ・トレーラ及び大型貨物車の輸送の安全確保についての周知徹底  
特に高速道路等における第一通行帯の走行の徹底
- ⑪ 踏切事故防止のため、運行経路中の踏切の事前調査の実施及び通過時の安全確認の徹底
- ⑫ 歩行者（特に子どもと高齢者）、自転車利用者及び高齢運転者に配慮した安全運転の徹底
- ⑬ 基準緩和車両の運行に係る制限外積載許可、特殊車両通行許可の取得及び当該許可書に示された条件違反運行の禁止の徹底

#### 4. 車両の安全対策の徹底

次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車を排除し車両の安全確保の徹底を図ること。

- ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施、特に、大型トラクタ等及びトレーラについては、ホイール・ボルト及びハブ等の亀裂点検の実施
- ② 不正改造の防止
- ③ 省エネ運転・エコドライブ運転方法の指導
- ④ 自動車の使用状況に応じ自動車製作者が示す点検整備方式に基づいた点検の指導  
また、特殊な構造・装置の自動車や走行距離が多いなど使用の状況が厳しい場合の点検時には、自動車製作者等が発行する点検整備の情報を参考として点検を実施するよう指導
- ⑤ 自動車等不具合情報ホットライン等への情報提供

#### 5. 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもと高齢者の交通事故を防止するため、子どもと高齢者の動向や高齢者の運転能力等を正しく理解させるとともに、子どもと高齢歩行者に対する保護の徹底を指導すること。

## 6. シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底等

正しい方法によるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用の徹底等について次のとおり指導すること。

- (1) 乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導する。
- (2) 停止表示器材の適切な使用について指導する。

## 7. 覚せい剤の使用防止

覚せい剤使用問題について認識を深め、運転者等に対しその使用の弊害等についての知識の普及を図り、厳にその使用防止について指導する。

## 8. 広報活動の推進

- (1) 交通安全意識の高揚を図るため、車両、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲出するとともに、関係者はリボン等を着用し、本運動の趣旨を一般に周知する。
- (2) 事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び下に掲げる広報事項を周知する。

### 《広報事項》

- ① 歩行者（特に子どもと高齢者）、自転車利用者及び高齢運転者に配慮した安全運転の徹底
- ② 助手席、後部座席等を含めたシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
- ③ より安全な車両及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発
- ④ 高速道路における安全運転の確保
- ⑤ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
- ⑥ 飲酒運転等悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
- ⑦ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
- ⑧ 大型車両等の違法運行の防止、自動車の点検整備の励行促進
- ⑨ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行